

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

県本部関係課長
殿下
県下各警察署長

宮本規第3254号
令和5年12月6日
宮城県警察本部長

持続可能な交通規制の推進について（通達）

社会情勢の変化に応じて的確に交通規制業務を推進していくためには、交通規制や信号機や道路標識等といった交通安全施設（以下「交通安全施設等」という）の設置状況を継続的に見直すとともに、適切な維持管理・更新等を継続するため中長期的視点に立ったストック削減によるコストの合理化が必要不可欠である。

今後の交通規制の実施に当たっては、管内の交通実態を的確に調査・分析し、当該道路における交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施を強力に推進されたい。

記

1 交通実態に即した交通規制の実施

交通規制を遵守させるためには、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直し・更新をするなど、交通実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直しを行うとともに必要性が低下した交通規制そのものの廃止を検討していく必要がある。

よって、現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制については、その種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、その改廃等について交通部交通規制課と協議すること。

なお、交通規制の改廃等に当たっては、地域住民等に対して交通規制を見直す理由を丁寧に説明し、理解を得るように努める必要はあるものの、交通規制の見直しは、地域住民等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念すべきものではない。交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明は尽くした上で、その改廃等の措置を積極的に検討すること。

2 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備

交通安全施設等は、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に追いついていない状況にあり、このような交通安全施設等の老朽化によって、倒壊等による道路上の危険が生じるおそれがあるほか、視認性への影響によって交通の安全が脅かされる懸念もある。

また、耐用年数を超えた交通安全施設等については、速やかに更新する必要があるところ、本県においては、東日本大震災で被害を受けた施設を大量かつ短期間に復旧させており、数年後に迎える大量更新時期に向け、今から長期的展望に立って計画的に整備を進めていく必要がある。

この点、既存の交通安全施設等を漫然と全て維持するのではなく、重要性・必要

性に応じて最適な形で配分することが重要となることから

- 同一内容の道路標識が重複して設置されており、その必要性が低下していると認められた当該道路標識の撤去
- 現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた交通規制の改廃と併せた交通安全施設等の撤去

など、コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理を意識し、標識の設置間隔を適正化して標識の設置数を減少させるなど設置の合理化を図ること。

また、これに併せて、高耐久性素材の利活用による長寿命化等の取組も推進し、維持管理に要する費用の合理化を図ること。

3 交通実態の調査・分析

前記1及び2の取組を推進するため、管轄区域内の道路について、不断の交通実態の把握に努めること。

4 その他

本通達に係る細目的事項については、交通部長が別に定める。